防衛省訓令第４号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第２項及び第36条第２項並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第24条第２項、第25条、第26条第３項、第27条第１項第９号、第31条及び第36条の規定に基づき、一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令を次のように定める。

平成19年１月31日

防衛大臣　久　間　章　生

一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令

改正　平成21年３月25日省訓第14号
平成22年６月30日省訓第29号
平成28年４月18日陸自訓第16号
平成30年９月27日省訓第40号
令和２年12月21日省訓第63号

（趣旨）

第１条　この訓令は、一般曹候補生である自衛官の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般曹候補生）

第２条　陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者として２等陸士、２等海士又は２等空士に採用される陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官（航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）第１条第１項に規定する航空学生である海上自衛官及び航空自衛官を除く。）を、それぞれ一般陸曹候補生、一般海曹候補生及び一般空曹候補生という。

２　前項に規定する一般陸曹候補生、一般海曹候補生及び一般空曹候補生を一般曹候補生と総称する。

（任用期間）

第３条　一般曹候補生は、自衛隊法第36条第５項に規定する防衛大臣の定める者とする。

（任用）

第４条　一般曹候補生試験に合格した者は、２等陸士、２等海士又は２等空士である自衛官に採用し、一般曹候補生を命ずる。ただし、合格した者が自衛官である場合は、その者の現階級において又はこれと同位の階級の陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官に異動させて一般曹候補生を命ずる。

２　一般曹候補生である自衛官の採用及び一般曹候補生の命免並びに一般曹候補生の任命に際しての補職及び教育入隊の発令は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分に応じ、次の各号に定める者が行う。

⑴　陸上自衛隊方面総監（防衛大臣直轄の部隊（方面隊を除く。）及び機関に所属する一般陸曹候補生である自衛官について一般陸曹候補生を免ずる場合には、陸上幕僚長）

⑵　海上自衛隊地方総監

⑶　航空自衛隊航空教育集団司令官（一般空曹候補生を免ずる場合には、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第４号）第30条第１項に規定する者）

（試験）

第５条　一般曹候補生試験の方法は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査とする。

２　筆記試験は、国語、数学及び英語の３科目につき学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校卒業程度の学力について行う。

３　身体検査は、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）別表第１に規定する一般自衛官等合格基準により行う。

４　一般曹候補生試験は、陸上幕僚長が実施する。

（受験資格）

第６条　一般曹候補生試験を受けることのできる者は、日本の国籍を有する者で採用予定月の１日において18歳以上33歳未満のものとする。ただし、32歳の者にあっては、採用予定月の末日現在において33歳に達していない者に限る。

（教育訓練）

第７条　一般曹候補生の教育訓練に関しては、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭

和38年陸上自衛隊訓令第10号)、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第４号）又は航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第３号）に定めるところによる。

（昇任）

第８条　第４条第１項本文の規定により一般曹候補生として採用された者の昇任は、次の各号に定めるところによる。

⑴　１等陸士、１等海士又は１等空士採用後おおむね６月

⑵　陸士長、海士長又は空士長１等陸士、１等海士又は１等空士に昇任後おおむね６月

⑶　３等陸曹、３等海曹又は３等空曹陸士長、海士長又は空士長に昇任後防衛大臣が別に定めるところによる。

２　第４条第１項ただし書の規定により一般曹候補生を命ぜられた者の昇任については、次の各号に定めるところによる。

⑴　１等陸士、１等海士又は１等空士前項第１号に定める月数から２等陸士、２等海士又は２等空士として任命されていた期間を減じた期間を経過したとき（２等陸士、２等海士又は２等空士として任命されていた期間が同号に定める月数を超える場合には、一般曹候補生を命ぜられたとき。)。

⑵　陸士長、海士長又は空士長前項第２号に定める月数から１等陸士、１等海士又は１等空士として任命されていた期間を減じた期間を経過したとき（１等陸士、１等海士又は１等空士として任命されていた期間が同号に定める月数を超える場合には、一般曹候補生を命ぜられたとき。)。

⑶　３等陸曹、３等海曹又は３等空曹第４条第１項本文の規定により採用された同期の者が前項第３号の規定により３等陸曹、３等海曹又は３等空曹に昇任するとき。

第９条　一般曹候補生が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般曹候補生を免ずるものとする。

⑴　成績の不良又は心身の故障のため第７条に定める所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる場合

⑵　一般曹候補生としてふさわしくない行為があった場合

⑶　前各号のほか、一般曹候補生として必要な適格性を欠く場合

（委任規定）

第10条　この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。ただし、一般曹候補生試験の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議して定めるものとする。

附則（抄）

１　この訓令は、平成19年４月９日から施行する。

附則（平成30年９月27日省訓第40号）

この訓令は、平成30年10月１日から施行する。

附則（令和２年12月21日省訓第63号）

この訓令は、令和２年12月21日から施行する。